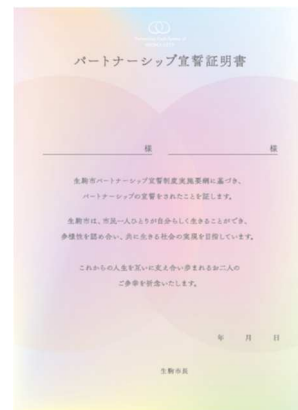




性的マイノリティへの理解促進にむけて、4月1日から 「生駒市パートナーシップ宣誓制度」を導入 ～中学・高校生向けLGBTQ+リーフレットも作成～

生駒市は、4月1日（木）から、性的マイノリティであるカップルが、互いをその人生のパートナーとして宣誓したことを認証する「生駒市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。これは、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会の実現を目指しLGBTQなど性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減し、社会的理解の促進を目指す施策の一環です。

また、中学・高校生向けリーフレット『自分らしく生きる LGBTQ+』も作成、配布します。



1 生駒市パートナーシップ宣誓制度

本制度は、性的マイノリティであるカップルがパートナーシップの関係にあることを市が証明し、生きづらさや不安を抱えている性的マイノリティの方が、婚姻関係に準じる共同生活を送りながらより暮らしやすい社会を実現すること、また社会的理解が進むことを目指して導入しました。

■主な取り組み

- ・多様性を表すグラデーションをデザインした「パートナーシップ宣誓証明書」「宣誓証明カード」を交付します。マークは、人同士がつながるイメージをもたせたデザインです。
- ・生駒市オリジナル「おもいをかわす婚姻届」と同様に、パートナーシップ宣誓制度においても、宣誓時に預かったパートナーに宛てた手紙を3年後に郵送します。
- ・市営住宅の入居者資格要件とします。
- ・犯罪被害者等遺族見舞金の支給対象とします。
- ・市職員の結婚休暇及び互助会の結婚給付金の対象とします。

※婚姻制度とは異なり、その関係を法的に保護するものではないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありません。

■概要

1 利用対象者 一方又は双方が性的マイノリティであるカップル

2 対象者の要件

次のすべての要件を満たしていること

- ①双方が成年に達していること
- ②双方が市内に住所を有していること（市内への転入を予定している場合を含む）
- ③双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと

④宣誓をしようとする者同士が近親者でないこと

3 宣誓に必要な書類

①パートナーシップ宣誓書

②パートナーシップの宣誓に関する確認書

③住民票の写し又は住民票記載事項証明書（ただし、生駒市に住所を有している方は、住民基本台帳を市が閲覧することに同意すれば提出は不要）

④現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書、戸籍抄本など）

本人確認のため、次のいずれかの提示が必要

・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券（パスポート）

・運転免許証 ・その他官公庁が発行した免許証、許可証などで本人の顔写真が貼付されたもの

■パートナーシップ宣誓制度 他自治体の導入状況

・全国の制度導入自治体 74自治体（令和3年1月8日時点）

・奈良県内の制度導入自治体 奈良市、大和郡山市（令和2年4月1日施行）、天理市（令和3年4月1日施行予定）

2 中学・高校生向けリーフレット『自分らしく生きる LGBTQ+』

主に中学・高校生を対象に、性的マイノリティに関する知識や理解を深めてもらうための冊子を作成し、市立中学校や市内の高校、市公共施設等で配布するほか、市ホームページでも公開し、幅広い年代の理解につながるようにします。

思春期に性的マイノリティであることを自覚し始めた場合、ひとりで悩み、追いつめられることもあります。これを解消するには、不安や悩みを抱える当事者の支援とともに、同級生や家族、周囲や社会の理解が欠かせません。

■冊子の内容

インタビューを受けた人の経験や思いを具体的に伝え、当事者がポジティブな将来をイメージできることと理解や共感を大切に編集しました。

- ・インタビュー「LGBTQ+の当事者に聞く」
- ・インタビュー「社会を変えるカギはAlly（アライ）」（AllyはLGBTQ+の理解者、支援者のこと）
- ・「性の多様性とは？」「LGBTQ+とは？」「カミングアウトとアウトティング」などの解説



■配布部数

8,000部

この件に関する報道関係からのお問い合わせ
生駒市人権施策課（向田） ☎0743-74-1111(内線 651)